

仙台市住生活基本計画検討委員会設置要綱

(令和元年 8 月 9 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 本市の住生活に係る施策の基本的な計画を定める仙台市住生活基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市住生活基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる 事項について検討を行う。

- (1) 本市の住生活に係る施策の基本的な方針に関すること
- (2) 本市の住生活に係る施策の目標及び内容に関すること
- (3) その他計画に係る必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他住生活について知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、都市整備局住宅政策部住宅政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年 8 月 9 日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画の策定の日限り、その効力を失う。